

# 第五次箕面市総合計画

## 基本構想（案）

箕 面 市

# 目次

## (基本構想)

### 第1章 総合計画策定の趣旨

- 第1節 総合計画策定の目的
- 第2節 総合計画の役割
- 第3節 総合計画の構成と期間
- 第4節 総合計画の進行管理

### 第2章 総合計画策定の背景

- 第1節 時代の潮流とまちづくりの課題
  - 1．少子高齢化と人口減少
  - 2．地球温暖化問題の深刻化
  - 3．労働格差と労働人口の減少
  - 4．価値観の多様化と地域社会
  - 5．成熟社会の生活不安
  - 6．地方分権改革の現実化
- 第2節 まちづくりの基本となる考え方

### 第3章 将来都市構想

- 第1節 将来都市像
- 第2節 将来人口

### 第4章 まちづくりの目標と基本方向

- 第1節 目標1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち
- 第2節 目標2 子どもたちの夢が育つまち
- 第3節 目標3 環境にやさしいまち
- 第4節 目標4 「箕面らしさ」を活かすまち
- 第5節 目標5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

### 第5章 基本構想実現のために

- 第1節 参加と協働のまちづくりに関する方針
- 第2節 新たな行財政改革に関する方針

# 第1章 総合計画策定の趣旨

## 第1節 総合計画策定の目的

箕面市では、1968年度(昭和43年度)を初年度とする「箕面市総合計画」を始めとして、これまで四次にわたる総合計画を策定し、これに沿って様々な施策や事業を展開しながら、都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきました。

この間、高度情報化や国際化の進展をはじめ、少子高齢化とそれによる本格的な人口減少時代の到来、地球規模の環境問題への対応や市民ニーズの多様化など、社会や経済を取り巻く環境は変化を続けています。

また、地方自治体においては、地方分権の一層の進展、長引く景気低迷による財政状況の悪化など多くの課題を抱えています。

本市においても、このような社会経済環境の変化を背景に、中長期的な視点に立ち、限られた行財政資源の中で効率的な行政運営を進めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主役という意識を持って、地域の課題を解決していくことが必要です。自治会をはじめとする自治組織やNPOなどの各種団体、民間事業者などとも力を合わせた「協働のまちづくり」をさらに進め、自己決定・自己責任を基本とする自立をめざすことが求められています。

この「第五次箕面市総合計画」は、第四次でもうたわれていた「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」を継承しつつ、本市の将来を展望し、厳しい都市間競争の時代を生き抜いていくための新しい視点と発想を加えながら、総合的かつ計画的に市政の発展をめざすまちづくりの指針として策定するものです。

## 第2節 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりの将来像や目標、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもので、次のような役割を担っています。

### 1. まちづくりの指針

行政運営の基本指針であるとともに、市民・事業者など様々な主体にとっての共有すべき指針としての役割を果たします。

### 2. 行財政運営の指針

市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に進めていくための指針としての役割を果たします。

### 3．最上位計画としての指針

市の最上位計画として各種部門別計画を策定する際の指針としての役割を果たします。

### 4．他の機関に尊重されるべき指針

国・府、事業者などが、本市にかかる計画策定や事業を実施する際には、最大限尊重されるべき指針としての役割を果たします。

## 第3節 計画の構成と期間

「第五次箕面市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」で構成します。

### 基本構想

すべての市民が共有する本市の将来都市像を定め、これを実現するためのまちづくりの目標と政策の方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

2011年度(平成23年度)を初年度とし、2020年度(平成32年度)を目標年度とする10年間を対象とします。

### 基本計画

基本構想で示された将来都市像を実現するために必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。また、計画期間内の達成目標を明らかにし、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。

計画期間は、2020年度(平成32年度)を最終目標年度とし、10年後に到達すべき目標を定めた上で、中間点における目標値を設定するため、2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間を前期基本計画として策定し、それまでの進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)までの5年間の後期基本計画を策定します。

### 計画の期間

年度 (平成)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
基本構想		基本構想【10年】									
基本計画		前期基本計画【5年】					後期基本計画【5年】				

## 第4節 計画の進行管理

総合計画を着実に推進するために、その進行管理については、従来型の実施計画により行うのではなく、基本計画において示された目標（成果）をどのような手段で達成するのかを明らかにするものとして行政評価（政策評価・施策評価）により行います。

なお、行政評価は基本計画の見直しまでの5年間を示し、毎年度ローリングしていきます。

また、総合計画の進行管理の確認や基本計画の内容を変更する場合は、市民の意見を聞き、施策に反映させる機会をつくっていくなど、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

## 第2章 総合計画策定の背景

### 第1節 時代の潮流とまちづくりの課題

#### 1. 少子高齢化と人口減少

わが国では、少子化、高齢化が世界でも類を見ないほど急速に進行し、21世紀の半ばには、日本の総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上になると予想されています。人口減少が進むと、これまで一定の人口により支えられてきた施設やサービス、経済活動などの水準を維持できなくなる可能性があり、安定的な人口規模を保つ必要があります。そのためには、子育て支援策や教育環境を充実させることによって、子育て世代が「箕面に住んでみたい、住みやすい、住み続けたい」と思えるまちづくりや、高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりなど新しい魅力づくりが求められています。

#### 2. 地球温暖化問題の深刻化

地球温暖化が進むと、異常気象の増加や食糧問題の深刻化など、自然環境、社会経済にも大きな影響を及ぼすと考えられています。地球規模で深刻化する環境問題に対する関心の高まりとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄という従来の経済活動や生活様式を見直す動きが広がっています。このような中、山麓に広がる本市は、山の緑や身近なまちの緑を守るための取組を続けていくことによって、豊かな自然環境を保全するとともに、できるだけ環境に負荷をかけない暮らしを実践することにより、「都市生活と自然が共生する」社会を構築することが求められています。

#### 3. 労働格差と労働人口の減少

1990年代半ば以降の不況により、非正規社員の増大や所得・労働条件の格差拡大などが大きな社会問題となっています。また、労働人口の減少により、専業主婦や高齢者の労働参加、外国人労働者の受け入れなどが進んでいくと予想されています。このような中、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備や、行政と市民との協働事業の推進など市内での多様な就業機会が拡充される取組、フリーター・ニート等若年者への支援などが求められています。

#### 4. 価値観の多様化と地域社会

国際化や情報化、システム化が進み、人々が自由にさまざまな選択ができる社会環境になり、「物質的な豊かさ」から「精神的な豊かさ」への志向や個人を大切にするライフスタイルの重視など価値観の多様化が進んでいます。このような中、誰もがいつでも、生涯を通じて学び、自己実現できる環境作りが必要です。また、やさしさ・ぬくもり・思いやりの心で人と人とが交流しあい、一人ひとりが大切にされていると実感できる地域社会をつくることが求められています。

## 5．成熟社会の生活不安

経済的な発展によって生活水準は向上し、私たちの暮らしは豊かになりました。社会が成熟するのに伴って、社会の活力あるいは成長はゆるやかになり、生活の質をより重視するようになりますが、医療費負担の増加・年金問題や正社員としての雇用機会の減少など将来の不確実性や、都市環境の悪化、防災力・防犯力の低下など社会が複雑化・高度化するとともに増大するリスクに対する不安が広がってきています。万一の事態に備え、自分たちの命や暮らしの安全を守り、安心できる生活環境を整えるため、地域ぐるみで取り組む仕組みづくりが求められています。

## 6．地方分権と協働による改革の現実化

地方分権一括法による機関委任事務の廃止や「三位一体改革」など地方分権の進展により、自治体の裁量が広がり、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿ったまちづくりをさらに進めることが求められています。また、税源移譲においては、本市の税構造から財源の減額となるなど、地方分権の基盤整備としては流動的かつ厳しい状況となっています。このようなことから、自己決定と自己責任による行政運営を進めるためには、情報の共有に基づく市民と行政との協働によるまちづくりの推進とともに、「地域で考え地域で実施する」という自律的な自治体経営が求められています。

## 第2節 まちづくりの基本となる考え方

1997年(平成9年)に制定された「箕面市まちづくり理念条例」は、まちづくりの主体は「市民」であり、市民相互に協働するとともに、市と協働して「健康・福祉」「文化創造」「地球環境」「自然調和」「多世代共生」「安全」のまちづくりを推進することを定めたものです。

大きく変化する社会情勢や難しい課題を抱えるこれからの時代にあって、市民・行政・議会の共有財産である本市独自のこの理念は、自立的に“箕面のあした”を創造するためのまちづくりの原則として、さらなる進展が求められています。

本市の誇りであるこの理念をもとに次の2つの基本となる考え方を第五次箕面市総合計画の「基本方針」として位置づけ、箕面らしいまちづくりに取り組みます。

**「箕面の魅力アップ」**が、「箕面のあした」の基本テーマです。

箕面は緑豊かな山すそに広がる住みよいまちです。「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」という評価を高めることが、都市間における本市の位置づけの向上、ひいてはまちの発展につながります。日本の社会が大きく変わるこれからの時代、まちの魅力づけが、ますます重要な意味を持ってきます。

地域経営の好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。地域資源を活用し、まちの魅力を高めることが、住民の定着、若い世代の流入を促し、安定した人口規模のまちとして都市基盤を維持するとともに、地域人材・財源の確保、本市の宝を継承していくための地域資源の増加を導きます。

**「自助」・「共助」・「公助」**の役割分担が、「箕面のあした」をつくります。

自立した地方自治のまち・箕面が求められています。「私たちのまちは、私たちがつくる」という市民主体意識の盛り上がり、「箕面のあした」をつくる原点です。そのため、下記の3つの考え方「自助」・「共助」・「公助」を、箕面のまちの役割規範と定め、行政、議会はもとより、市民、市民活動団体、公益団体、企業・事業所などすべての主体者が、まちづくりの担い手として参加・参画することが重要です。

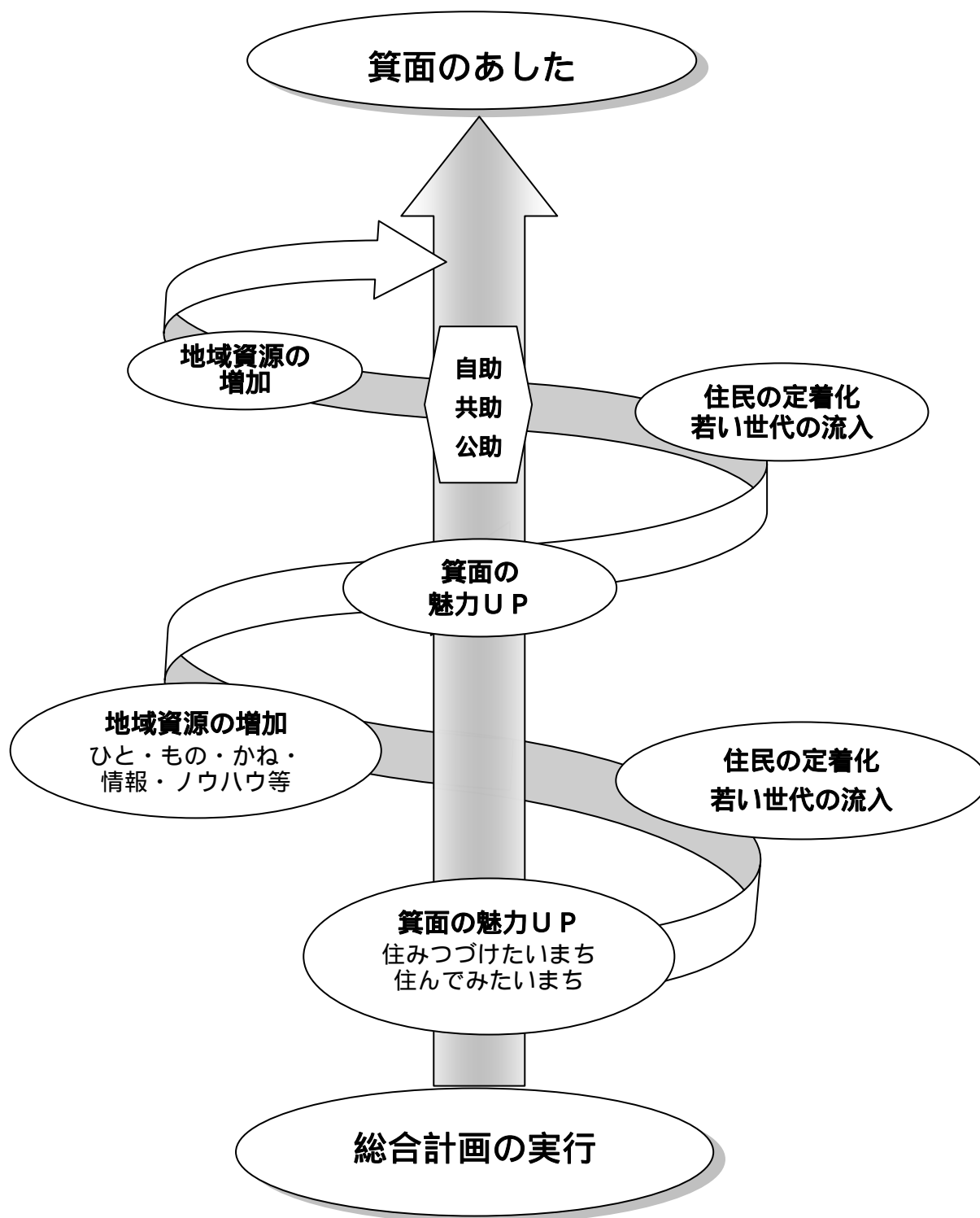
「自助」：社会のために自らできることは自らが担おうという考え方  
社会をよくするために、市民一人ひとりができることを行います

「共助」：社会のために役割分担をしながら共に助け合おうという考え方  
市民相互の連帯や市民と行政との協働を進めます

「公助」：公（行政）を通じ、助け合おうという考え方  
個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共が市民一人ひとりを支えます



\* これからの時代に必要な好循環（スパイラルアップ：らせんの上昇）の構図



## 第3章 将来都市構想

### 第1節 将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）

第五次箕面市総合計画において、めざすべき将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）を以下のとおり設定します。

**ひとが元気、まちが元気、やまが元気**

～みんなでつくる「箕面のあした」～

～将来都市像に込めた思い～

「わがまち・みのお」は、いつまでも「活力」を保ち続けるまちでありたいものです。高齢化社会、都市基盤の老朽化、中心市街地の活力低下、時代とともに失われてきた自然環境など、「ひと」「まち」「やま（自然環境）」に関するさまざまな社会課題をプラスに変える、「元気な箕面」こそ求められる都市像です。

そこで、「ひとが元気」に、高齢者と若い世代の交流など市民がお互いにかかわりあいながら、一人ひとりがそれぞれのスタイルで、健康的に不安なくこころ豊かに暮らす“元気生活”を、「まちが元気」に、公共施設や医療、商業・サービス業など、“市民の生活を支える各機関の変わらぬ活力”を、「やまが元気」に、“箕面の豊かな自然との共生”を、象徴します。

“みんなでつくる「箕面のあした」”には、“常に明日を向いて、私たちのまちは、私たちみんなで作る”という強い意志を込めています。みんながまちのあしたを想い、自助・共助・公助によるまちづくりを進めることにより、「緑豊かな山すそに広がる住みよいまち」箕面の魅力を、次世代にも引き継いでいきます。

### 第2節 将来人口

この総合計画の目標年度である平成32年度(2020年度)における将来人口は、おおむね13万7千人と想定します。

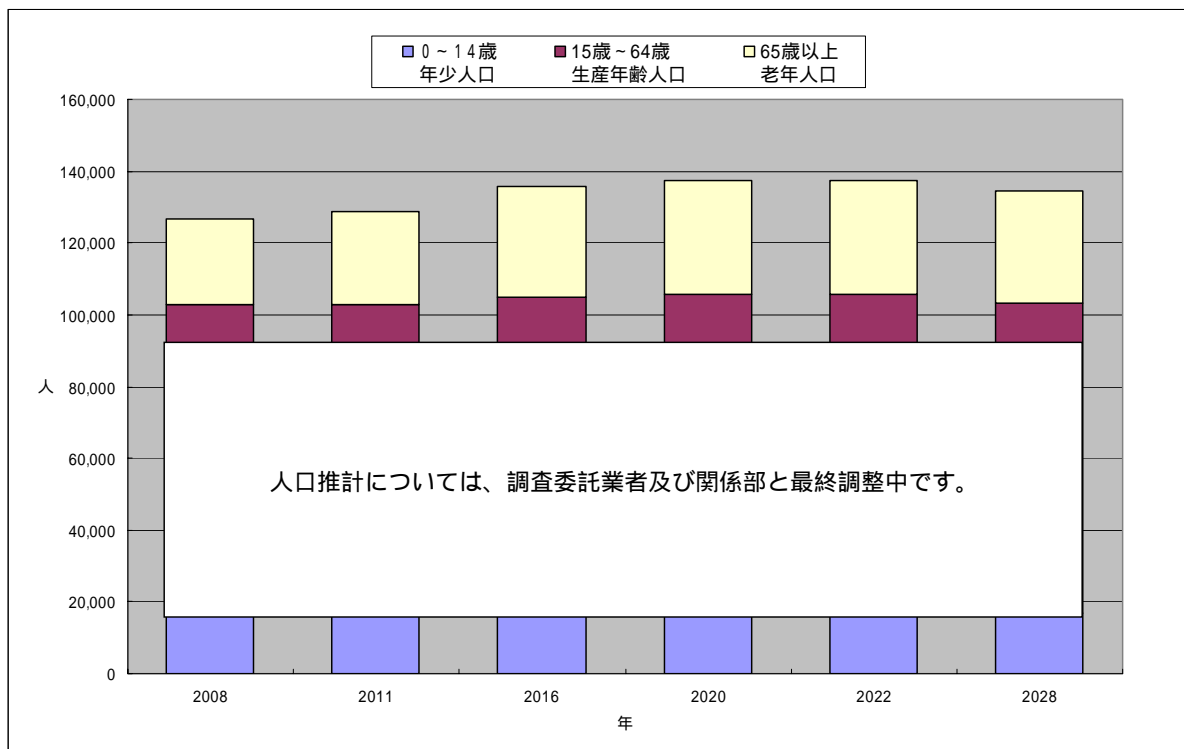
日本の総人口は平成17年に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、国勢調査の結果では、わが国の人口は減少局面に入りつつあることが明らかになっています。

本市が行った人口推計においては、少子化の進行や近年の社会動態が今後とも継続していくことを前提とした場合、既成市街地では減少傾向にありますが、新市街地の整備によって、平成34年度(2022年度)まで増加する予測となっています。

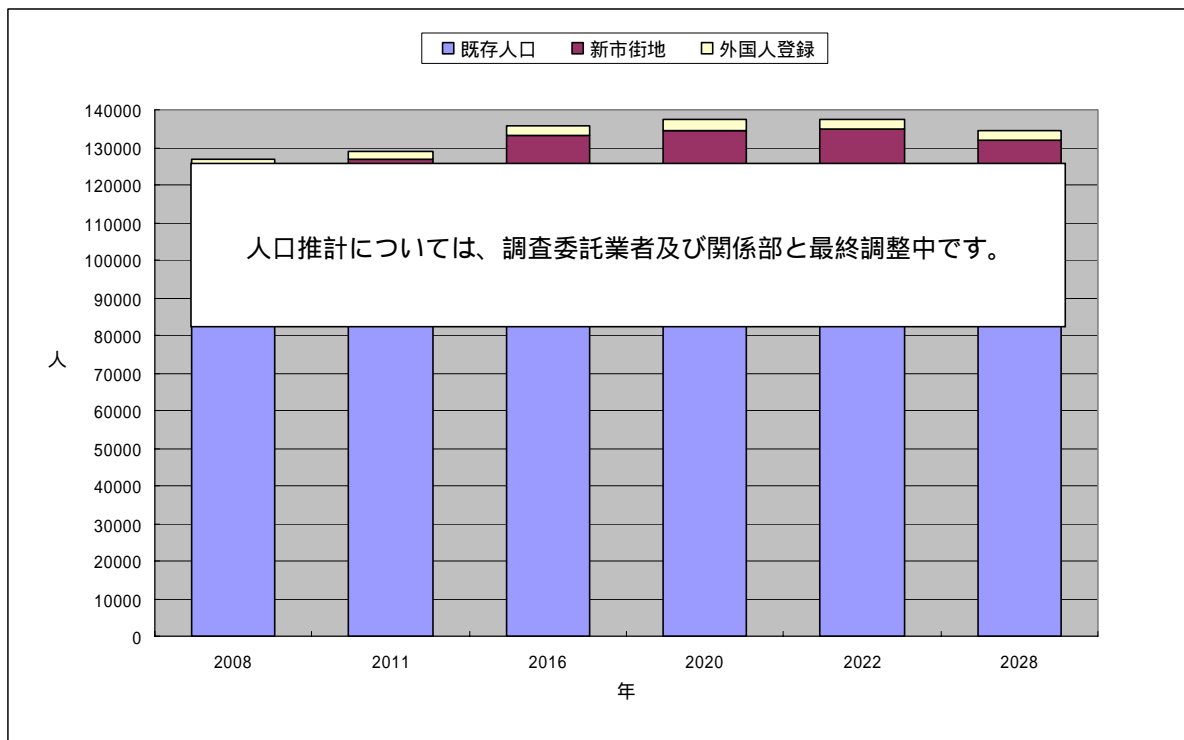
将来人口の推移（毎年3月31日現在）

	基準年	推計値					
		計画開始年	計画中間年	計画最終年	ピーク	推計最終年	
		平成20年 2008年	平成23年 2011年	平成28年 2016年	平成32年 2020年	平成34年 2022年	平成40年 2028年
総人口	(人)	126,863	128,816	135,825	137,352	137,549	132,632
0～14歳 年少人口	(人) (%)	人口推計については、調査委託業者及び関係部と最終調整中です。					
15歳～64歳 生産年齢人口	(人) (%)						
65歳以上 老年人口	(人) (%)						

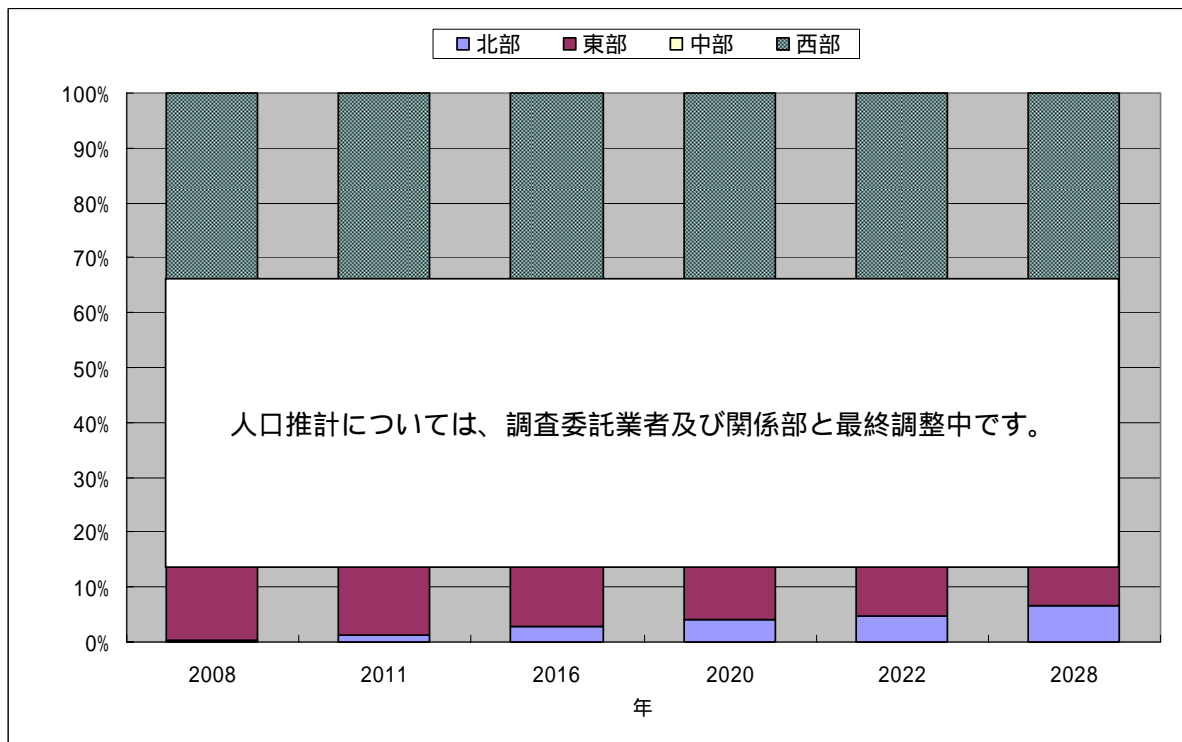
生産年齢別人口の推移



## 形態別人口の推移



## 地区別人口割合の推移



## 第4章 まちづくりの目標と基本方向

めざすべき将来都市像（「わがまち・みのお」の姿）を実現するため、以下の5つの目標の達成をめざします。また、これらの5つの目標を達成するために、18の「まちづくりの基本方向」に沿ってまちづくりを進めます。

### 目標1. 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

- (1)健康は自分で守り、頼れる医療をつくります
- (2)誰もが明るくいきいきと安心して暮らします
- (3)みんなでまちの安全と潤いをつくります
- (4)みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

### 目標2. 子どもたちの夢が育つまち

- (1)人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります
- (2)子どもも大人も、ともに育つまちをめざします
- (3)子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます
- (4)生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります

### 目標3. 環境にやさしいまち

- (1)みんなで環境にやさしい生活を進めます
- (2)市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります
- (3)交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくります

### 目標4. 「箕面らしさ」を活かすまち

- (1)山、川、緑の自然環境を守ります
- (2)歴史・文化を後世に伝えていきます
- (3)住まい・まちなみ景観を大切にします
- (4)新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

### 目標5. 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

- (1)地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります
- (2)市民の公益活動の連携を強化し、市民との協働によるまちづくりを進めます

## 第1節 **目標1** 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

すべての市民が安全・安心を感じ、いきいきと働き・暮らすことのできる活気のあるまちをつくります。

健康寿命を延ばすために生活習慣を改善し、健康づくりや介護予防などに取り組む市民を支援します。また、市立病院は、近隣病院やかかりつけ医との連携などを推進し、地域の中核病院として信頼される良質な医療を提供します。

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合い活動を支援します。また、地域の社会資源の有機的な連携による効果的なネットワークを構築します。

市民と行政は一体となり災害対策を進めます。消防力の充実を図るとともに地域の支え合い・助け合いを促進することにより、交通や防犯など、まちの安全・安心を守ります。

地域の雇用環境を整備するとともに、市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。就職困難者に対しては、就労相談を中心に関係機関と連携することにより多面的な支援を行います。

消費者の利益を守り豊かな暮らしを支えるため、消費者相談の充実を図ります。

### **目標達成のための基本方向**

- (1) 健康は自分で守り、頼れる医療をつくります  
【健康は自分で守り、頼れる医療をつくります(健康・医療)】
- (2) 誰もが明るくいきいきと安心して暮らします  
【誰もが明るくいきいき暮らします(高齢者・障害者・外国人)】
- (3) みんなでまちの安全と潤いをつくります  
【みんなでまちの安全と潤いをつくります(安全)】
- (4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります  
【みんながいきいき働くまちをつくります(働く)】

目標のタイトルは、分野別策定検討会議において変更した場合は、その下にカッコ書きで市民会議提言書のタイトルを入れています。また、基本方向については、上段に分野別策定検討会議の案を、下段にカッコ書きで市民会議提言書のタイトルを入れています。

(以下17ページまで同じ)

## 第2節 **目標2** 子どもたちの夢が育つまち

すべての市民が、国籍・性別・年齢・障害の有無などによって差別されることのない、人権尊重を基軸とした多様な価値観や多文化が共生する地域社会を形成するため、国際的な交流や外国人市民の日常生活の支援、男女協働参画社会に向けた環境づくりをさらに進めます。

子育てを社会全体の課題としてとらえ、仕事と家庭の両立支援施策の充実や、家族が孤立しないよう、相談窓口や交流の場に関する情報提供に努めます。また、虐待予防の取組を進めるとともに、市民・行政による地域ネットワークづくりや、子どもたちが安全かつ豊かに育つ環境づくりに取り組み、子どもも大人も、ともに育つまちをめざします。

子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援し、生きる力をはぐくむための教育を推進するとともに、学校・幼稚園・保育所と家庭・地域がより一層連携した特色ある教育活動を進めます。また、子どもたちや学校にかかわるすべての人々にとって、安全で快適な教育環境の整備に努めます。

市民が自主的に学び、交流する学習・スポーツ機会の保障を図るとともに、地域の課題、社会的な課題を発見・学習する機会を充実させます。また、学んだことを地域社会で活かす取組を支援します。そのことにより、地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出し、新たな文化創造を進めます。

### **目標達成のための基本方向**

- (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります  
【人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります(人権)】
- (2) 子どもも大人も、ともに育つまちをめざします  
【子どもたちは「地域の宝」として、地域で育てていきます(子育て支援)】
- (3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます  
【確かな未来を見つける教育を行います(教育)】
- (4) 生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります  
【生涯学び、生涯元気に暮らせるまちをつくります(生涯学習)】

### 第3節 **目標3** 環境にやさしいまち

#### 【地球環境さきがけのまち】

環境にやさしい循環型のまちとするために、学校、地域、事業所での環境教育や交流活動などを通じて、環境に配慮した生活や事業活動の普及を進め、電気・ガス・水道などの省エネルギー・省資源を推進し、経済的にもメリットがあり、環境にもやさしい生活や活動を広げます。

市民生活や事業活動の中で、将来、廃棄物となるものは、発生源で抑制し、併せて廃棄物を減量し、再利用し、再資源化するなどの取り組みを進めます。そのうえで、やむを得ず廃棄物となるものは、適正に処理します。

市街地の緑化や市街地における緑地の保全を進め、ヒートアイランド対策としての効果を高めるほか、緑や自然エネルギーなどを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進を図るなど、地球温暖化の抑制に寄与し、快適で環境にやさしいまちづくりを進めます。また、雨水の活用や水辺環境の保全による潤いのあるまちづくりを進めるとともに、環境に配慮しながら上水道の安定供給、下水道の適切な処理を進めます。

自家用車への依存度が高いことから、公共交通への転換や低公害車など環境にやさしい交通手段の普及を進め、併せて、歩行者・自転車の安全や円滑な自動車交通のための道路ネットワークの整備や保全に取り組みます。市民の高齢化が進むなかで、自動車による環境負荷を軽減するためにも、市内の移動が容易にできるバス路線網の整備などバスの利便性向上を図るとともに、都心へのアクセス強化等にも寄与する鉄道延伸など公共交通の充実に取り組みます。広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に十分留意するとともに、過度な財政負担とならないよう、慎重に取り組みます。

#### 目標達成のための基本方向

(1) みんなで環境にやさしい生活を進めます

【みんなで環境さきがけ都市にふさわしいエコライフを進めます(エコライフ)】

(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

【自然と調和した水とみどり豊かなまちをつくります(エコシティ)】

(3) 交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくります

【人と環境にやさしい公共交通を拡充し利便性を高めるまちをつくります(公共交通)】



## 第4節 目標4 「箕面らしさ」を活かすまち

山間・山麓部の緑は、山なみ景観、動植物の保全など、多面的な機能を果たしており、今後も、国や府との連携を綿密にするとともに、山林所有者の協力のもと、市民、事業者、行政が協働して森づくりを進め、山間・山麓部に対する親しみと誇りを醸成しながら、質の高い自然環境を維持します。

また、緑豊かな自然環境を活かした良質な住環境とまちなみ景観の維持のため、市民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たすとともに、「住環境を自らが守り育てる」という意識を共有し、互いの協力のもとに地域特性に応じた取組を進めます。

山岳信仰の場として知られる名勝箕面山をはじめ、市内各地に残る豊かな歴史や伝統を後世に伝えていくために、市民が箕面の歴史や文化について知り、触れる機会を作るとともに、市民や地域と協力して伝統的な行事などが引き継がれるように取り組みます。

また、市域の歴史的な建造物や街道など魅力的な資源の価値を再発見し、市民と行政が協力して磨きあげていくことで、観光客の集中する秋の紅葉の時期だけでなく、年間を通じた観光まちづくりを進めます。

農業については、農業者だけでなく、市民、事業者、行政が協力・支援する体制を充実させ、地産地消の土壌づくりを進めます。商店街を始めとする地域商業の活性化のために、地域の農産物や特産物をはじめ、地域の特性を活かした魅力のある商品やサービス、店舗づくりを進めるとともに、市民と商業者が支え合う関係を支援します。産業の振興については、産官学の連携による学術研究機関やバイオ関連産業など、環境負荷の少ない企業の誘致を彩都や箕面森町をはじめ、市域各地の特性や立地環境を活かして進めます。

市民、事業者、行政は、これからの箕面にふさわしい自然環境、住環境、まちなみ景観、歴史や文化、観光や産業に磨きをかけて、個性のあるまちづくりを創造し、「箕面らしさ」としてこれを次世代へ引き継ぎます。

### 目標達成のための基本方向

(1) 山、川、緑の自然環境を守ります

【山、川、緑の自然環境を守ります(自然)】

(2) 歴史・文化を後世に伝えていきます

【歴史・文化を後世に伝えていきます(歴史・伝統文化)】

(3) 住まい・まちなみ景観を大切にします

【住環境・まちなみ・景観を大切にします(住環境・まちなみ)】

(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

【新しい観光と産業で“まち”を活性化させます(観光・産業)】

## 第5節 **目標5** 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

地域社会では、都市化や核家族化の進行によって、隣近所など人と人との繋がりが希薄になり、従来形成されていた地域コミュニティのもつ互助機能が弱まりつつあります。これからは、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明らかにするとともに、誰もが主体的に公共を担い、地域の課題や情報を共有しながら、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

地域では、様々な主体が連携し、助け合って地域づくりを進めます。そして、小学校区程度の地域を単位として、多様な主体が参画し、地域課題を集約し解決していく仕組みを市民とともに構築します。

また、多くのNPOやボランティア団体等がそれぞれの主体性や自立性を保ちながら、総合力を発揮できるよう市民活動団体が連携を強化します。こうした市民公益活動を行う団体のネットワークを活用し、行政と対等な関係（パートナーシップ）を通じたまちづくりを担う仕組みを確立し、元気な箕面のまちの実現に取り組みます。

### **目標達成のための基本方向**

- (1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります  
【地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります（地域コミュニティ）】
- (2) 市民公益活動の連携を強化し、市民との協働によるまちづくりを進めます  
【市民の公益活動ネットワークが協働して、新しい公共を創造します（公益市民活動）】
- (3)  
【市民とともに行政は無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します（行政経営）】

## 第5章 基本構想実現のために

### 第1節 参加と協働のまちづくりに関する方針

住みよいまちづくりのために、以前は家庭や地域で解決していた個別的、地域的な課題は、社会経済情勢の変化の中で公共サービスとして行政が担うようになり、少子高齢化の進展などから、その領域は更に拡大してきています。しかし、厳しい財政状況もあり、特に防犯、防災、介護、子育て、ごみの分別・リサイクルなどの課題をすべて市で対応していくことは困難な状況にあります。

地方分権の流れの中で、自己決定と自己責任を基本とする自立した行政運営を進めるためには、地域の課題を身近に感じ、よく知る市民一人ひとりのまちづくりへの参加と、市、地域活動団体、NPO、企業、大学など（以下「市民団体等」という。）多様な主体が公共サービスを共に担う「協働のまちづくり」をさらに進めることが必要です。また、多様な主体が、開かれた自由な議論を通して、自分たちにとってよりふさわしい公共を創造していくことが今後重要になってきます。

これらを実現するために、次のような取組を進めます。

市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての意識を持ち、まちづくりへの市民参加の機会を利用して意見を述べたり、地域活動に参加するなど、できる範囲から取り組みます。

市と市民団体等は、お互いの立場や特性を理解した上で、対等の立場で話し合う機会を作ります。また、協働の目的と達成する目標を共有し、協働のプロセスや結果を公表します。

市は、市政に市民の意見を反映させるため、施策の企画立案、実施、評価の各過程において市民が参加する機会を広げ、その情報は各種媒体を通して広く市民に伝えます。

市は、市民が市民活動・地域活動に参加しやすくするため、情報提供を行うとともに、市民団体等の活動を促進するためのさまざまな支援の方法を検討します。

## 第2節 新たな行財政改革に関する方針

少子高齢化・低成長社会において、地域分権時代にふさわしい活力あるまちづくりに向けた基本的な取組の一つが協働のまちづくりであり、もう一つが行財政改革です。両者は、「誰が担うのが最適かつ効率的、効果的であるか」という、公共の役割分担の点でかかわり合う課題です。

本市では、2003年(平成15年)2月に「箕面市経営再生プログラム」、2006年(平成18年)3月に「箕面市集中改革プラン」を策定し、様々な改革に取り組んできました。限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ、ジカン)の中で、今後も「スリムで変化に強い行政経営」と「持続可能な財政構造」に向けた改革を進め、効率性の高い行政サービスの実現を図るため、次のような取組を進めます。

P L A N (計画)・D O (実施)・C H E C K (評価)・A C T I O N (対応)のP D C A マネジメントサイクルを経営の基本として、すべての施策の達成すべき目標を明らかにし、その成果や実績などを有効性と効率性の観点から総合的に評価します。また、P D C Aの各段階において市民参加の機会を増やします。

業務改善・再構築の取組や市民との協働、近隣自治体との広域連携などを進め、業務の効率化と実効性を高めます。

市の財政状況を市民にわかりやすく公表し、情報を共有することにより、市民は協働の担い手としての意識を高め、市は、経営改革の推進への市民参加を検討します。